

### <第7回コア幹事会（4/21）における主な意見>

- ・ 10年前に行った措置の成果が上がらなかった理由を踏まえて検討をする必要がある。
  - ・ 職員数の減少や経験年数の低下に対応するため、各府省の人材育成の連携や統計センターへの事務委託等を進めるべき。
  - ・ 統計委員会の事務局機能をきちんとしたものとするべき。
  - ・ 省庁をまたぐ組織の再編は、事務的・政治的にもコストが大きく、今の体制の中でどうやるかが重要。
  - ・ 諸外国の制度を参考に、日本に合う形に変形をやってはどうか。
- （チーフ・スタディステイションについての過去の検討状況、統計主管部局長等会議における具体的な取りまとめを提出）

### 問題点

- **統計委員会が行う調整**は、基本計画の策定・フォローアップを通じて行うことが想定され、委員会の問題意識で自ら個別調整に関与していく仕組とはしなかった（英仏の理事会、委員会は調整に関与）
- **統計委員会と各府省の関係**が、制度上、不明確であった（統計委員会と各府省の協力関係等は定められていない）
- **各府省内での統計部門の分散**に対し、特段の措置が講じられなかった（統計主管部局長等会議の出席者も、府省内の統計部門を取りまとめている訳ではない）
- 統計委員会が行う**調整を支える中核となる補佐体制**が、制度上、不明確であった（総務省政策統括官、内閣府企画調整課は庶務の位置付け）

### 措置案

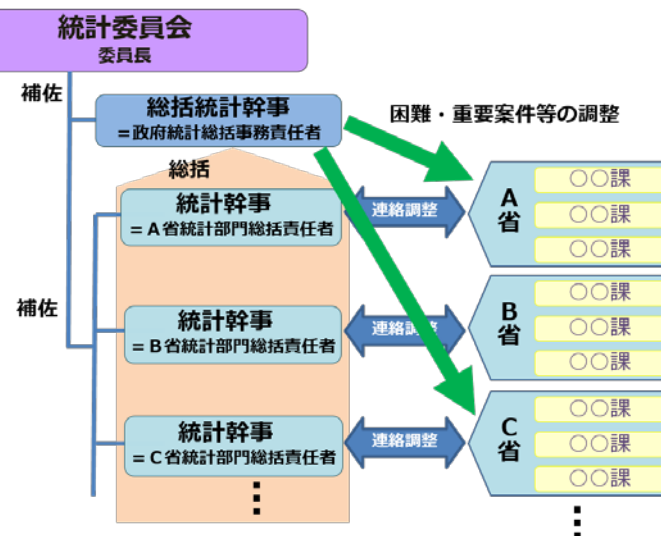
#### <統計委員会の調整機能の抜本強化>

- 統計委員会に、自らの問題意識で調査審議を始め、**建議・勧告**を行う機能を付与
- 統計に関し、**各府省調整が困難な事項及び予算、人材等の資源配分の方針（人事交流の方針を含む）**の審議・各府省への意見・勧告を委員会の任務に

#### <各府省の統計部門を統計委員会の下で系統化（統計法上位置付け）>

- **府省内の統計部門を総括**し、統計委員会に協力して、**当該府省と統計委員会との間の調整・連絡**を行う**統計委員会の補佐機関**として、**統計幹事（仮称）**を設置

- **統計幹事を総括**し、統計委員会に協力して、**各府省と統計委員会との間の調整・連絡**を行う**統計委員会の補佐機関**として、**総括統計幹事（仮称）**を設置。総括統計幹事は、政府の**統計の事務責任者として統計委員会に常時出席**するとともに（統計幹事も、委員会の求めにより出席）、統計委員会の**事務局機能も総括**



効果を、毎年、統計改革推進会議でフォローアップ

# (参考1) 検討の経緯

期日・会議名	検討の経緯
18.1.23 第7回 統計制度改革 検討委員会	<「司令塔」の機能・組織について議論> ※配布資料より抜粋 <b>「司令塔」の組織</b> については、各機能が相互に連携を保って効果的に発揮されること、 <b>責任の所在が明確</b> であること、専門性を持った人材を確保・育成しやすいこと等を勘案しつつ、その在り方が検討されることが望ましい。
「統計制度改革検討委員会中間整理」 18.3.9 第9回 統計制度改革 検討委員会	※中間整理では「チーフ・スタティシヤン」の記載はなし。 第3「司令塔」の在り方 <b>4「司令塔」組織の在り方</b> ⑥ 統計利用者や諸外国の統計作成機関等からみて、 <b>統計整備に関して政府を代表する役割・立場にあることが明確</b> であること。
18.4.10 第11回 統計制度改革 検討委員会	第11回統計制度改革検討委員会（平成18年4月10日）において、黒田所長（経済社会総合研究所所長）より、米国・カナダ統計整備の状況について報告（出張報告） 米国の状況として、OMB（Office of Management and Budget）の機能を遂行するために、 <b>Chief Statisticianをおくことが定められているなどの説明</b>
「統計制度改革 検討委員会報告」 18.6.5 第15回 統計制度改革 検討委員会	第3「司令塔」の在り方 4「司令塔」組織の在り方 ⑥ 統計利用者や諸外国の統計作成機関等からみて、 <b>統計整備に関して政府を代表する役割・立場にあることが明確</b> になるよう、「 <b>司令塔</b> 」を代表する者を「 <b>チーフ・スタティシヤン</b> 」 <u>（Chief Statistician）と呼称し、統計に関して卓越した識見を有する者を充てること。</u>

※その後の政府部内における作業は、法制面が中心となり、「チーフ・スタティシヤン」の呼称についての議論については、確認できず。

## I 各府省統計主管部局長等会議における主な申合せ

- 統計行政の新たな展開方向（平成15年6月27日）
- 統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針（平成22年3月30日）
- 政府統計の統一ロゴタイプの使用基準（平成24年1月13日）
- 「統計の日」標語の決定方法について（平成25年4月22日）

## II 各府省統計主管課長等会議における主な申合せ

- 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン（平成17年3月31日）
- 行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドラインについて  
（平成21年4月1日）
- 公的統計の品質保証に関するガイドライン（平成22年3月31日）
- 統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日）
- 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン  
（平成27年5月19日）